

令和 8 年(2026 年) 9 月 25 日

各医療機関の長 様

山口県健康福祉部医療政策課長

医療施設等施設・設備整備事業補助金等に係る事業計画書の提出について

このことについて、令和 9 年度予算の編成のため必要となりますので、補助を希望される医療機関におかれましては、下記により事業計画表等を作成し、期限までに所定の様式を当課あて提出されますようお願いいたします。

## 記

### 1 対象事業及び提出書類

別添「医療施設等施設整備事業一覧表」及び「医療施設等設備整備事業一覧表」の「公立」又は「民間」が対象となる又は補助する事業について、

- (1) 令和 9 年度に補助要望がある場合：別紙 1～4
- (2) 令和 10 年度以降に補助要望がある場合：別紙 5
- (3) 補助要望が「医療提供体制推進事業費補助金」である場合：上記に加え事業に対応した個別様式を当課あて提出してください。

なお、施設・設備の整備を検討している案件があるものの補助要望に至らない場合は、今後の施設・設備整備事業を検討する上での参考としたいので、その状況を「事業に関する意見等」として別紙 6により併せて提出してください。

### 2 提出期限

- (1) 別紙 1～6

令和 8 年 10 月 16 日 (金)

- (2) 事業に対応した個別様式（要望が医療提供体制推進事業費補助金の場合）

令和 8 年 11 月 27 日 (金)

### 3 提出方法

以下のアドレスあてにメールでご提出ください。

isei\_hozyokin@pref.yamaguchi.lg.jp

※提出後、メールを送信された旨を別途電話でご連絡ください。

## 4 参考資料

各整備事業の概要・詳細については、下表を参考にしてください。

|        |                                                                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業一覧表  | 「医療施設等施設整備事業一覧表」、「医療施設等設備整備事業一覧表」                                                                                                                                                           |
| 国庫補助要綱 | 「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」、「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」、「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」、「医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」、「母子保健衛生費国庫補助金交付要綱」<br>※補助対象事業、対象経費、補助率等については補助要綱で規定。<br>※ 対象事業の詳細については、実施要綱・事業概要等を御参照ください。（ブロック塀、付添い環境改善等） |
| 基金事業概要 | 「山口県地域医療介護総合確保基金関連施設・設備整備事業概要」                                                                                                                                                              |

ただし、これらの要綱等は令和8年度のものであり、令和9年度については、今後、事業の廃止・変更がされる可能性もあります。

## 5 留意事項

別紙様式および各種交付要綱等につきましては、県ホームページ（以下URL）からダウンロードしてください。紙媒体が必要な場合は、担当までご連絡ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/45/14459.html>)

(1) 提出に当たっては、次の点に注意してください。

ア 今後、補助事業自体が廃止される可能性があること。

イ 補助基準単価、補助率等についても、今後変更があり得ること。

ウ 補助基準額及び建築基準単価等については、上記4の要綱を参照すること。

エ 上記提出期限後に要望を提出した場合、当初予算での対応は困難であること。また、厳しい県の財政状況に鑑み、すべての要望に対して予算対応できない可能性があること。

オ 令和9年度補助事業に係る今後の照会等は、今回の要望を提出した者に対してのみ行う予定であること。

カ 市町負担を伴う事業については、各市町の保健衛生担当部署と調整の上、重複して事業計画を提出しないよう留意すること。

キ 事前着手した事業については、補助対象とならないこと。

(2) 本照会に係る質問は、電子メールでお願いします。

医療企画班 担当：山根

TEL：083-933-2924

FAX：083-933-2829

E-Mail：[isei\\_hozyokin@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:isei_hozyokin@pref.yamaguchi.lg.jp)